

令和6年度第1回世田谷区障害者施策推進協議会 質問及び意見

○ 質問

令和6年度第1回世田谷区障害者施策推進協議会資料への質問等について、次のとおり回答します。

質問 1

案件名	案件外
質問	グループホーム恵の食材費過大請求問題に関する報道に驚きました。2,000 人もの入居者をかかえる大手だということもたいへんなことだと感じました。今回のような事例は防げないものなのですか？ 行政が監督する方法はないのですか？ また、施設が足りてない現状を考えると、処分して運営ができなくなると入居者が困ることになります。処分ではなく、行政の指導による食事の改善という方法は取れないのでしょうか。行政の役割はどこまで可能なのか知りたいです。
回答	グループホーム(共同生活援助)を含め、障害者総合支援法に基づくサービス事業者の指定や指導、処分等については、基本的には都道府県が権限を持っています。 この度の事件について詳細不明ですが、地元市役所と県庁としても、事業者指定取消という厳しい処分を最初から考えていたわけではなく、当初は、事業者に対する指導などを行っていたと考えられます。 それでも事業者は、行政からの指導を受け入れず、長期間にわたって不正を続けてきたと想像します。

質問2

案件名	(3)東京リハビリテーションセンター世田谷利用期間の柔軟な見直しについて
質問	世田谷区は東京リハビリテーションセンターに、委託金(?)をどのくらい支払っているのかを知りたい。予算がない理由で備品等の整備がされていないとも聞く。経営重視(それが悪いわけではないが、高次脳機能障害は稼げないとの話も耳に)の中で、どういう視点で事業を行っているのかが知りたい。
回答	今回の障害者施策推進協議会でご報告させていただきました東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の施設入所支援には、区より補助金を交付しております。補助金は事業ごとに分かれており、障害者地域生活課の補助は東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘(施設入所支援、生活介護、自立訓練、短期入所)が対象で、昨年度の交付実績額は142,830,680円になります。 区としては毎年、区の障害福祉の拠点施設として基本協定に基づく運営がされているかモニタリングを実施し、確認しております。 質問にあります高次脳機能障害者支援につきましては、開所当初は職員定着も含めご意見をいただき、区として支援の充実については施設に伝えてまいりました。 職員確保、定着が進む中で区内施設とも関係を構築することで訓練の稼働率も上がり、施設として訓練終了者の集まれる会を実施する等支援の充実に向けて取り組んでいると報告を受けております。 今後とも、区として東京リハビリテーションセンター世田谷が区の障害福祉の拠点として機能するよう支援してまいります。

○ 意見

頂戴しましたご意見については、各担当所管に共有させていただきました。

NO.	案件名	意見
1	世田谷インクルージョンプランについて(案件外)	令和6年3月の世田谷インクルージョンプラン(ピンクの冊子)拝見いたしました。101 ページ 138.保護的就労の見直しについてです。前回までの会議でも繰り返し発言させていただいておりますが、「見直し」は当事者やこれから保護的就労を利用したいと希望する方々にとっては、とても重要な事であると感じます。当事者不在で決められるのとのないよう、保護的就労を利用している方々の声に耳を傾け、意見を汲み、当然同意も必要と考えます。利用者に対し、一方的で不利益な見直しにならないようにするべきであると考えています。 どうぞよろしくご検討願います。
2	案件外	グループホームについて私的な意見ではございますが述べたいと思います。 私はGHの夜勤のパートをしてみた事があります。その時に感じたのが、世話人の障害知識の無さです。高齢の世話人も多く、自閉症が多いホームでしたが、自閉症をご存じあげない方ばかりで、自閉特性に苛立ちを見せていました。そこが悪いホームということではなく、普通に生きて来た方にはいたしかたない反応で、お仕事はきちんとされていました。入居者さんはメンタルチェックなどに通われていましたが、医者とのフィードバックが世話人に共有されておらず、心の不安定な入居者さんを追い詰めてしまっている面も見受けられました。老人ホーム経験者も多く、老人と同じ扱いになっているのかと思いました。世話人は療養者ではありませんが、障害特性などの知識は少ないと、これから問題が多くなると思います。ちなみに、パートの研修は4時間で障害についての説明はありませんでした。東京都で高度行動障害のヘルパー資格講習が事業者勤務者しか受講出来ないで世田谷区で一般の方も受講できるようにしていただけると、人材が増えるのではないかと思います。

3	案件外	新しくなった庁舎にもぽーとがあると安心できます。ぽーと世田谷は、下馬のとても交通の便が悪い所にあります。若林、世田谷、経堂、弦巻、宮坂に住む障害者とその家族にとってとても行きづらい場所です。 私は世田谷地区に住んでいますが、一度もぽーと世田谷は行ったことがありません。用事でぽーと北沢とぽーと烏山には行きました。電話をすれば家に来てくださるそうですが、やはりこちらからいける場所であって欲しいです。区役所の中にぽーとのようなところがあれば、この地区の住民はとても助かると思っています。
4	【資料 4】 東京リハビリテーションセンター世田谷利用期間の柔軟な見直しについて	「グループホームめぐり」の入所にあたって、定員 10 名のところ 7 名が東リハから入ったという件、会議の時にも質問や要望が出ていたが「外部から入れたのは少ない。入りたければ東リハに入れということなのか？」に対して、区として肯定的な答えだったことにとても驚いている。区内には、小さな施設でも日々懸命に支えてくださる施設等があり、施設に入れず自宅介護で頑張っている家族がいるのに「東リハが優先」を堂々と言う区の態度はいかななものか？このような数字を見てしまうと「入所期間の 5 年にしさらに難しければ 1 年ごとに支援計画を見直して継続する」という見直しも、素直に認めたくない気持ちになる。地域移行も区のバックがある、移行できなければ継続入所が出来る、これでいつも満床に出来るわけで、東リハの経営から見ればラッキーなことだ。東リハが地域の施設や病院などともっと積極的に繋がりをを行い、広い視野で事業を展開してほしい、それを支えていくのが世田谷区であるべきだと強く願う。重度障害の方々への地域移行がどんなに難しいことかは重々承知していて、これは世田谷区だけではなく全国的にも大きな課題だろうと思っている。その結果の一つに「滝山病院の事件」もあるとも思える。家族も支援者もそして当事者も、安心して過ごせる場の確保を引き続きお願いしたい。そして「本人の意思決定支援を第一に」を掲げている以上、そこはしっかりと行っていただきたいと心から願っている。

5	【資料 4】 東京リハビリテーションセンター世田谷利用期間の柔軟な見直しについて	資料4 「東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅が丘の入所期間見直しによる地域移行支援の充実について」 会場で発言しましたが、改めて追加で意見をお伝えいたします。 家庭での暮らしが限界にきている、家族の高齢化で家族生活継続に困難が生じている等、現在の生活に困っているのは、強度行動障害等の重度障害の方に限らないのが現状です。 入所期間の見直しにおいても、「強度行動障害等の重度障害者に適切な支援」とありますが、全ての障害者が公平な支援を受けられるように、見直しを導入の際にご配慮の方をお願いいたします。 5年という一律の期間である必要はないと思いますが、地域移行が進まない課題への対応策も必要と思いました。また継続支援により、一定の人たちだけの利用とならない様に継続支援に併せて最大延長何年までということも定めていただく方が望ましいと思います。一度入所した人が延長を希望したら叶うという構図を発生しないためです。ご検討の程よろしく願いいたします。
---	---	---

※ 質問・意見において個人情報等を含む箇所については、表現を加工、修正させていただく場合があります。